

決 定 要 旨

被 審 人（住所）愛知県
（氏名）A

上記被審人に対する令和5年度（判）第7号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金150万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和5年11月29日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第1号の2に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和5年9月28日

金 融 庁 長 官 栗 田 照 久

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第11号の2に該当

株式会社ディー・ディー・エス（法人番号 7180001046613）（以下「DDS」という。）は、愛知県名古屋市中区丸の内三丁目6番41号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所グロース市場に上場されていた会社（令和5年8月4日上場廃止）である。

DDSは、平成30年12月に行った外国法人に対する売掛金の過大計上等の発覚を免れるため、令和2年7月から8月にかけて、過大に算定された同外国法人の株式価値を前提とした引受価額で当該株式を引き受け、前記売掛金の全額を現物出資するなどの取引により同外国法人を子会社化するなどの一連の行為（以下「本件一連の行為」という。）を行った上で、これを基礎としたのれん等の過大計上等の不適正な会計処理を行い、下表のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下、併せて「本件虚偽開示書類」という。）を、東海財務局長に提出した。

表

番号	本件虚偽開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	令和2年11月13日	第26期第3四半期（令和2年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	令和2年7月1日～同年9月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が2,087,838千円であるところを2,756,914千円と記載	貸倒引当金の過少計上、のれんの過大計上
2	令和3年3月26日	第26期（令和2年1月1日～同年12月31日）に係る有価証券報告書	令和2年1月1日～同年12月31日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が2,258,912千円であるところを2,936,909千円と記載	貸倒引当金の過少計上、のれん等の過大計上
3	令和3年5月14日	第27期第1四半期（令和3年1月1日～同年3月31日）に係る四半期報告書	令和3年1月1日～同年3月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が2,160,382千円であるところを2,805,842千円と記載	貸倒引当金の過少計上、のれん等の過大計上

(注) 金額は千円未満切捨てである。

被審人は、D D S が本件一連の行為を行った際、引受価額が正当な根拠に基づくものであることを装うために利用されることを知りながら、令和2年7月27日、D D S から前記外国法人の株式価値算定業務の依頼を受け、同日以降、真実は同外国法人株式には引受価額に相当する価値がなかったにもかかわらず、引受価額以上となるように同外国法人株式の1株当たりの株式価値を過大に算定し、これに基づき、同年8月21日、同外国法人に係る株式価値算定書を作成してD D S に提出し、D D S による本件一連の行為に利用させ、もって、本件虚偽開示書類を提出することを容易にすべき行為であって、本件虚偽開示書類の作成に必要な会計処理の基礎となるべき事実の一部を仮装するための一連の行為の一部であることを知りながら、当該仮装するための一連の行為の一部を行ったものである。

2 法令の適用

法第172条の12第1項第1号、第2項第2号、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の8の2第1項第1号

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき、

法第172条の12第1項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の8の2第1項第1号の規定により、被審人が行った特定関与行為に係る課徴金の額は、

同人に対し、特定関与行為の手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額である1,500,000円となる。